

工事補償金契約書

株式会社〇〇（以下、「甲」という。）と中国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、平成〇〇年〇月〇日付の甲の〇〇発電所の連系申込みに伴う設備対策工事に必要な工事費の負担について、次のとおり契約を締結する。

（工事の施工）

第1条 乙は、甲からの〇〇発電所の連系申込みに伴い必要となる設備対策として、平成〇〇年〇〇月〇〇日を竣工予定日として別紙の設備対策工事を実施する。

（工事費の負担）

第2条 前条の乙が実施する工事に要する費用については、甲がすべて負担する。

（工事補償金および支払）

第3条 前条により甲が負担すべき工事費（以下「工事補償金」という。）の概算額は、金〇〇〇万円とする。

甲は、平成〇〇年〇月〇日までに当該工事補償金の概算額を乙の指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

（工事補償金の確定および精算）

第4条 乙は、第1条の工事竣工後、当該工事に要した工事費の実績を基に工事補償金を確定し、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事補償金に著しい差異が生じた場合は、工事竣工後すみやかに第3条の工事補償金概算額との差額を甲へ請求し、または払い戻す。

工事補償金の確定は、平成〇〇年〇月〇日付の系統連系申込書を基に定めた設備仕様を以後変更したことにより発生した費用の一切を含めた金額で行う。

なお、工事補償金における消費税率は、〇〇発電所の連系開始時点の税率を適用する。

（工事内容の取り消し、変更に伴う損害賠償）

第5条 乙が第1条の工事に着工した後、甲が〇〇発電所の計画を取り消し、または同計画の内容を変更することにより乙に損害が発生した場合は、甲は、当該損害の一切を賠償する。

（竣工予定日の変更）

第6条 第1条に定める竣工予定日については、甲乙双方協議のうえ変更することができる。

(損害賠償の免責)

第7条 停電交渉の遅延、天候不順、その他乙の責めとならない理由により第1条の工事が同条に定める竣工予定日までに竣工しなかった場合、当該工事の遅延により甲が受けた損害について乙は賠償の責めを負わない。

(設備の所有および使用)

第8条 第1条の工事により乙が施設した設備は、すべて乙の所有とし、乙は、将来甲以外の第三者に対する電力供給設備として同設備を使用することができる。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項およびこの契約内容の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙双方協議のうえ解決する。

この契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

(甲) 〇〇県〇〇市
株式会社〇〇
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

(乙) 〇〇県〇〇市
中国電力株式会社 〇〇営業所
所 長 ○ ○ ○ ○